

1 甲はまったくデタラメな内容の 110 番通報をして A 市警察署のパトカーを出勤させた行為につき、偽計業務妨害罪(刑法(以下、法文名略)233 条)が成立するか。

ここで、同罪の成立要件は、①業務を、②偽計を用いて、③妨害したことである。

まず、①「業務」とは、社会生活上の地位に基づき継続して行う事務又は事業のことをいうところ、公務もこれに含まれると解される。もっとも、強制力を行使することのできる権力的公務については、当該権力行使をして妨害排除ができる以上、権力的公務については、「業務」には含まれないと解すべきである。

本件では、住民からの通報に対応した緊急出動やパトロールは強制力を伴って行われるものではないから、A 市の警察による行為については、権力的公務には当たらず「業務」に含まれる。

次に、②「偽計」とは、人を欺罔し、あるいは人の錯誤又は不知を利用することをいう。

本件では、甲は虚偽の通報により、A 市警察を事件の発生について錯誤に陥らせ、パトカーの緊急出動を行わせている。当該一連の行為は、人の錯誤を利用した行為といえ、「偽計」にあたる。

そして、③「妨害した」とは、本罪が抽象的危険犯とされていることから、業務の外形的な混乱・支障が現実には生じることまでは要求されていないと解すべきである。

本件では、甲が、虚偽の通報を行ったことにより、警察が出勤する可能性が少しでも発生したとして「妨害した」にあたる。

したがって、甲のかかる行為につき、偽計業務妨害罪が成立する。

2 インターネットに警察を爆破するなどのデタラメな投稿をし、警察の警戒態勢を強めさせた甲の行為につき、威力業務妨害罪(234 条)が成立するか。

「業務」については、前述と同様に解すると、A 市警察のパトロール等は権力的公務ではなく、「業務」にあたる。

次に、「威力」とは、人の自由意思を制圧するに足りる勢力のことをいい、暴行・脅迫よりも広く解される。

本件では、甲による虚偽の投稿を受けて、A 市警察は、実行の可能性は否定できないとして警戒態勢を強め、パトロールにもあたっている。これは、A 市警察にとって、甲の虚偽の投稿により、採らざるを得なくなった措置であり、従来職務遂行に対する自由な意思への制圧があったといえる。

よって、甲のデタラメな投稿は「威力」にあたる。

また、A 市警察は、甲による投稿の件で警戒態勢を強めてパトロールを行わなければならず、甲により業務が「妨害した」といえる。

したがって、かかる甲の行為につき、威力業務妨害罪が成立する。

3 甲は A 市警察署を潰す旨の投稿を行っているが、かかる行為につき脅迫罪(222 条 1 項)が成立するか。

ここで、同罪の成立要件は、①生命、身体、自由、名誉又は財産に対し、②脅迫を加える

ことである。

本件では、①甲の投稿の内容は、A 市内でパトカーを爆破する旨のものも含まれており、これは A 市の警察官の「生命、身体」に向けて行われたものである。

そして、②「脅迫」とは、一般に人を畏怖されるに足りる害悪の告知のことをいうと解される。このとき、被告知者が実際に畏怖するに至ったかどうかは問題とならない。

本件では、甲により、A 市警察署を潰す旨の記載がなされており、当該記載は、一般に人を畏怖させるに足りるものといえる。

よって、A の投稿は、「脅迫」にもあたる。

したがって、甲のかかる投稿につき脅迫罪が成立する。

4 甲は、取調べを受けている最中に、自己の携帯電話を床に投げつけ、警察官 C を驚かせているが、かかる行為につき公務執行妨害罪が成立するか。

同罪の成立要件は、①公務員に対して、②職務を執行するにあたり、③暴行又は脅迫を加えることである。

まず、①C は A 市の警察官であり、「公務員」にあたる(7 条 1 項)。

次に、②C は、甲に対する取調べを行っていた最中であつたことから、「職務を遂行するにあたり」にあたる。

そして、③「暴行」については、公務員の身体に直接に向けて行われたものに限らず、職務の妨げとなることをねらいとした間接的な行為も含まれると解される。

本件では、甲は自己の携帯電話を床に投げつけているが、当該行為により C は驚き、取調べがいつとき中断されたといえる。また、実際に携帯電話の破片が C に飛び散ることはなかったが、投げつけた場所は C から 3 メートルのところであり、これは破片が飛んでいても普通におかしくない距離である。つまり、C に破片が飛び散ることがなかったことをもって犯罪の成否を判断するのは妥当ではない。

よって、甲の当該投げつけ行為は、間接的なものでありつつも、「暴行」にあたる。

したがって、甲のかかる行為には、公務執行妨害罪が成立する。

## 5 罪数

以上から、甲には、㉞偽計業務妨害罪、㉟威力業務妨害罪、㊱脅迫罪、㊲公務執行妨害罪が成立し、㉟と㊱については、一つの行為により成立したとして観念的競合(54 条 1 項前段)の関係となる。そして、㉞、㉟と㊱、㊲については、併合罪(45 条)の関係に立つ。

以上